

# 国民年金保険料口座振替納付申出書兼還付金振込方法申出書

( 表面 )

8.27インチ(210.0 mm)

様式コード 4 6 5 6	S1年						
年金事務所長あて							
年月日							
国民年金被保険者	①基礎年金番号	②生年月日	電話番号種別	電話番号			
	年月日	1 自宅 3 勤務先 2 携帯 4 その他					
③氏名		住所					
フリガナ							
指定預金口座	④金融機関名	⑤支店名	⑧預金種別	⑨口座番号(右詰めで記入)	⑥金融機関コード	⑦支店コード	
	1 銀行 4 労働金庫 2 信用金庫 5 農業協同組合 3 信用組合 6 渔業協同組合	1 本店 3 本所 2 支店 4 支所	1 普通 2 当座				
ゆうちょ銀行	種目コード	契約種別コード	⑩通帳記号	⑪通帳番号(右詰めで記入)	⑬振替方法	⑭翌月末振替 ⑮6ヶ月前納 ⑯1年前納 ⑰2年前納 ⑱2年前納(4月開始)	⑭当月末振替(早割) ⑮2年前納 ⑯2年前納(4月開始)
	1 6 6 3 2 1	0 -					
フリガナ		振込方法			国民年金保険料の還付金が発生した場合は、「国民年金保険料の振替口座」が被保険者本人名義でない場合でも、希望しない場合は右側の□印を〇で印してください。 ※国民年金保険料の振替口座への振込を希望しない場合には、還付金提出が必要となり、振込までに～3ヶ月程度の期間がかかります。		
⑫口座名義人氏名					提出が必要となり、しません。		
※ 「国民年金保険料口座振替納付申出書」および「国民年金保険料口座振替依頼書」の太枠内に記入し、届出印欄に押印して下さい。 ※ 通常お申し込み1～2カ月後に口座振替が開始されます。ご利用開始は、「国民年金保険料口座振替開始(変更)・振替額通知」で通知します。 ※ この申出書によらず、オンラインで手続きすることもできます。詳しくは日本年金機構ホームページをご確認ください。 ※ 過去の未払い分の保険料を納める場合には、口座振替をご利用いただけませんのでご了承ください。							

8.27インチ(210.0 mm)

銀行等使用欄 印照合受付							
年月日							
国民年金被保険者	①基礎年金番号	②生年月日	電話番号種別	電話番号			
	年月日	1 自宅 3 勤務先 2 携帯 4 その他					
③氏名		住所					
フリガナ							
ゆうちょ銀行	④金融機関名	⑤支店名	⑧預金種別	⑨口座番号(右詰めで記入)	⑥金融機関コード	⑦支店コード	
	1 銀行 4 労働金庫 2 信用金庫 5 農業協同組合 3 信用組合 6 渔業協同組合	1 本店 3 本所 2 支店 4 支所	1 普通 2 当座				
ゆうちょ銀行	種目コード	契約種別コード	⑩通帳記号	⑪通帳番号(右詰めで記入)	⑬振替方法	⑭翌月末振替 ⑮6ヶ月前納 ⑯1年前納 ⑰2年前納 ⑱2年前納(4月開始)	⑭当月末振替(早割) ⑮2年前納 ⑯2年前納(4月開始)
	1 6 6 3 2 1	0 -					
フリガナ		届出印			模式コード: 46562 ※振替方法の説明 ①振替方法「2」「3」「5」「6」では前納分の初回振替の際に、振替方法「4」では初回振替の際に前月分の保険料を合わせて振替します。 ②振替方法「2」「3」「5」「6」について、残高不足等により振替できなかった場合、前納分の再振替は行いません。次の前納振替まで自動的に割引のない翌月末の振替になります。 ③一部納付(一部免除)制度をご利用の方は、口座振替の前納および早割は利用できません。翌月末振替となります。		

( 裏面 )

**国民年金の保険料納付は口座振替が便利でお得です。**

- 保険料が割引されます。  
口座振替でまとめて納付(前納)、または当月末引き落とし(早割)にすると、1ヶ月分の保険料が割引されお得です。
- 納め忘れがなく確実です。  
保険料はお客様の預金口座から毎月自動的に引き落とされますので、納め忘れがなく確実です。  
※保険料を納め忘れると、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金の受給要件を満たさず、年金が受け取れなくなる恐れがあります。
- 手続きは簡単です。  
口座振替のお申し出は、マイナポータルを経由し「ねんきんネット」上でオンラインによりいつでも簡単にお手続きできます。(一部の金融機関では対応できません。)  
なお、この申出書を同封の返信用封筒で郵送いただくか、年金事務所の窓口にご提出いただくことも可能です。  
詳しくは日本年金機構ホームページをご確認ください。

国民年金 口座振替 電子申請 検索

< 国民年金保険料口座振替に関する約定 >

- 日本年金機構から私名義の納付書が貴店に送付されたときは、私に通知することなく、納付書記載の金額を指定預金口座から引き落としのうえ、納付してください。この場合、預貯金規定または当座勘定規定にかかわらず、貴店の所定の方法で処理してください。
- 振替日において納付書記載の金額が預金口座から払い戻すことのできる金額〔当座貸越（自動貸付）を利用できる範囲内の金額を含む〕を超えるときは、納付書を返却しても差し支えありません。
- この契約を解約するときは、私から貴店ならびに年金事務所に口座振替辞退（取消）通知書により届け出ます。なお、この届け出がないまま長期間にわたり日本年金機構から納付書の送付がない等相当の事由があるときは、特に申し出をしない限り、貴店はこの契約が終了したものとして取り扱って差し支えありません。
- この預金口座振替について、仮に紛議が生じても、貴店の責めによる場合を除き、貴店にはご迷惑をかけません。

16.54インチ(420.00 mm)

保険料を前納する際の金額 (口座振替の場合)				
※令和6年度の金額です。				
種類	1ヶ月(早割)	6ヶ月前納	1年前納	2年前納(4月開始)
前納保険料	16,920円	100,720円	199,490円	397,290円
割引額	60円	1,160円	4,270円	16,590円

## 国民年金のメリット

●老後を支える終身保障です！ 生きている限り年金が受け取れる一生涯の保障です。

●万が一の時も保障されます！ 老後だけでなく現役世代の保障も充実しています。

けがや病気などが原因で一定の障害が残ったときには「障害基礎年金」が、死亡したときには、その人生計を維持されていた遺族（子のある配偶者または子）に「遺族基礎年金」が支給されます。

※障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取るためには、一定の納付要件を満たす必要があります。

●社会保険料控除が受けられます！ 納めた保険料の全額が所得から控除されます。

※保険料の納め忘れ等による未納期間があると、上記の年金を受けられない場合があります。

○「2年前納(4月開始)」を選択し、直近の4月から2年前納の開始を希望される場合は、2月末までに申出書を日本年金機構に提出(必着)してください。  
○6ヶ月前納、1年前納、2年前納、2年前納(4月開始)を選択する場合、初回振替日によって初回の振替対象期間が異なります。詳細は、日本年金機構ホームページをご確認ください。

太枠内を記入押印のうえ、同封の返信用封筒で郵送いただくか、年金事務所の窓口にご提出ください。